

広島県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成二十年六月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗谷大野線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市大野字郷四五七〇番一地从から 廿日市市大野町林ヶ原一丁目七三四九番 八地先一般国道二号交点まで	旧	四・八〇〃 一 六・〇〇〃	二、六七三・ 〇〇	
廿日市市大野字郷四五六九番地先から 廿日市市大野字三郎右衛門新開四九一〇 番二地先一般国道二号交点まで	新	二〇・〇〇〃 四〇・〇〇〃	九五八・三〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七五二・五〇 メートル 不用物件延長 一、七二八・ 一〇メートル
廿日市市大野字郷四五六九番地先から 廿日市市大野字三郎右衛門新開四九一〇 番二地先一般国道二号交点まで	新	二〇・〇〇〃 四〇・〇〇〃	九五八・三〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七五二・五〇 メートル 不用物件延長 一、七二八・ 一〇メートル